

国王尚元の、進貢のため正議大夫鄭憲等を遣わす執照

(一五六三、二、一五)

琉球国中山王尚元、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫鄭憲・使者源善等を遣わし、表文一通を齎捧して本国の小船一隻に坐駕し、馬四匹、生硫黄一万斤を装載して京に赴き進貢せしむ。所<sup>よ</sup>擧りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、字字二十号半印勘合執照を給して存留在船通事梁燦等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の去処<sup>とこ</sup>及び関津把隘の巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 鄭憲

使者一員 源善

通事一員 鄭祿

共に人伴十七名

存留在船使者二員 馬加泥 麻加寧 従人四名

存留在船通事一員 梁燦 従人二名

管船火長・直庫二名 紅文綵 鳥美達

梢水共に一百一十九名

嘉靖四十二年(一五六三)二月十五日

右の執照は存留在船通事梁燦等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の  
事の為にす 執照

1-30-31

国王尚元の、嘉靖四十二年の進貢船のうち遭難した一隻分の補貢のため使者湯嘉寧等を遣わす執照(一五六四、二、二二)

琉球国中山王尚元、貢物を補進する事の為にす。

照得するに嘉靖四十二年(一五六三)は貢期に適當すれば、特に正議大夫鄭憲等を遣わし、表文一通を齎捧し、本国の小船二隻に坐駕して方物を装載せしむ。内の通事鄭栄等の坐駕せる小船一隻は馬二匹・生硫黄五千斤を分載し、護送して前来し貢に充つ。期せずして鄭栄等の船隻、中海に所を失うも、滄溟遠く隔て音信通せず。王舅・長史の蔡朝器等の貢畢<sup>おわ</sup>りて回還するに至るに及び、方<sup>は</sup>めて貢儀の欠少するを知る。

因<sup>よ</sup>りて今、特に使者・都通事等の官の湯嘉寧・沈文等を差<sup>つか</sup>わし、

字字二十二号半印勘合執照を給付し、夷梢を率領して姑<sup>しほ</sup>く本国の小船一隻を駕し、馬二匹・生硫黄五千斤を装載して前来し、補進し貢に充てしむ。如し経過の関津把隘の去処<sup>とこ</sup>及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて阻滯するを得し

むる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者二員 湯嘉寧 馬南比 人伴七名

都通事一員 沈文 人伴三名

副通事一員 陳繼茂<sup>①</sup> 人伴二名

管船火長・直庫二名 林華 彭金

梢水九十六名

嘉靖四十三年（一五六四）二月二十二日

右の執照は都通事沈文等に付し、此れに准ぜしむ

貢物を補進  
する事の為にす 執照

注（一）陳繼茂 生没年不詳。久米村陳氏（仲本家）六世。明へ三回、

暹羅へ一回渡航した（『家譜（二）』四八九頁）。

1-30-32

国王尚元の、進貢謝恩のため長史梁灼等を遣わす執照

（一五六五、二、二二）

琉球国中山王尚元、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に長史梁灼等を遣わし、表文一通を齎捧し、本国の小船

一隻に坐駕して馬四匹・生硫黄五千斤・鍍金銅結束線紫靶紅漆鞘

腰刀六把・鍍金銅結束紅漆靶鞘套刀六把・蘇木一千斤を装載し、

京に赴き進貢し謝恩せしむ。所<sup>よ</sup>扨りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、宇字二十五号半印勘合執照を給して存留在船通事紅文綬等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘<sup>とくろ</sup>の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 梁灼 人伴一十名

使者一員 高城 人伴五名

都通事一員 鄭祐 人伴三名

存留在船通事一員 紅文綬 人伴二名

存留在船使者一員 馬佳尼 人伴二名

官生四員 梁<sup>①</sup> 蔡<sup>②</sup> 梁<sup>③</sup> 鄭<sup>④</sup> 迥

管船直庫一名 馬伍郎

梢水共に八十四名

嘉靖四十四年（一五六五）二月二十二日

右の執照は存留在船通事紅文綬等に付し、此れに准ぜしむ

進貢謝恩等の  
事の為にす 執照

注（一）梁灼 生没年不詳。久米村具江梁氏（亀嶋家）（『家譜（二）』